

令和6年2月14日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 津 戸 正 広

事件名：泉南市情報公開決定（令和5年泉南総情第21－3号）の件

諮問日：令和5年9月22日（令和5年諮問第4号）

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁が行った文書不存在による非公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項に基づき、令和5年3月27日付けで「〇〇〇〇〇〇教育長の別紙報道内容で「市長に顧問弁護士からの話を伝えた」の、その顧問弁護士との①業務委託契約書等一式文書。②事前連絡票、③相談記録、④当該弁護士とのメール文書、⑤リーガルサポート業務報告書⑥それらの起案書全部（期間：令和3年度、4年度、5年度分）」（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求について、件名に係る文書のうち、②事前連絡票、③相談記録、④当該弁護士とのメール文書、⑤リーガルサポート業務報告書について、文書が存在しないため、条例第7条第3項の規定により、審査請求人に対し、令和5年5月24日付けで泉南市情報非公開決定通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月31日付けで行政不服審査法第2条の規定により、審査庁に対して審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和5年8月16日付けで処分庁より弁明書を受領した。

第3 審査請求の趣旨

1. ①②③④⑤⑥番の文書は存在する。
2. 類似文書が存在する。

3. 非公開決定の取消しを求める。

第4 処分庁の説明の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は別紙報道内容に関する文書に限定して解釈した本件処分は適切である。
- (2) 上記解釈を前提に、一部公開した文書以外には、類似文書を含め、存在しない。
- (3) 泉南市情報公開条例第7条第3項の規定に基づく通知に、誤りはない。
- (4) 公開しない文書の特定は、本件公開請求に対する公開決定通知書(泉南総情第21-2号)及び非公開決定通知書(泉南総情第21-3号)において件名部分に下線を引くことで明示されている。

第5 審査会の判断の理由

まず、顧問弁護士との業務委託契約書等一式文書について、審査庁より顧問弁護士との受委託の流れについて確認を行ったうえで、本件対象文書は本件報道内容に関するものに限定されるとの解釈を正当であり、公開すべき文書に不足はないと判断した。

本件処分の根拠条文について、審査請求人が指摘する条例第7条第2項は、「実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、当該決定を延期して行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延期の理由及び決定を行うことができる時期を当該請求者に書面により通知しなければならない。」と規定するものである。情報公開に係る決定である本件処分の通知は条例第7条第3項によるものであるから本件処分に誤りはない。

また、本件処分の通知方法について確認したところ、本件公開請求に対する公開決定通知書(泉南総情第21-2号)と同封して審査請求人に郵送されている。両書面を対照することにより、非公開文書の特定は容易に可能であると判断した。

なお、審査請求人から口頭意見陳述の申出があつたが、上記判断に影響を与える可能性がなく、その必要がないものと認めて口頭意見陳述の機会を与えなかった。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。